

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	札幌コンサートホール電話交換機修繕業務
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社北海道日立システムズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌コンサートホールの構内交換設備のうち、耐用年数を超え、部品供給が終了する電話交換機ほか周辺機器の交換修繕を行うものである。</p> <p>本業務において、既存構内交換設備のうち、電話機等（電話機256台、アンテナ34台、ドアホン4台）については事後修繕で対応可能なため、再利用することとしており、これら既存の電話機等と互換性のある電話交換機は、既存電話交換機と同一メーカーによる後継機に限られる。</p> <p>また、後継機の電話交換機は、メーカー独自の機構を有しており、交換修繕作業の技術自体も、当該メーカー及び一部の関連企業のみが有している。</p> <p>さらに、電話交換機の交換修繕の作業中、施設の電話が完全に不通となるため、施設運営への影響を最小限にするためには、短時間に必要な作業を全て完了する必要があることから、現行の機器の設定や配線などに精通していることが求められる。</p> <p>これら全ての条件を満たしているのは、後継機メーカーの関連企業であり、かつ、当該電話交換機の導入時（2006年）から現在に至るまで一貫して保守管理を担い、その詳細な仕様、回線等の設定情報、物理的な配線レイアウトの全てを熟知している株式会社北海道日立システムズのみである。</p> <p>以上のことから、本業務を遂行できる者は、上記業者の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、上記業者を選定するものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）（ア～オのいずれかを記入）